

iSMOS オフィシャル ルール

～ 2020年制定版（2020年7月28日より実施）～



第1章 体重階級

第1条 体重

- (1) 全ての試合をキャッチウエイトで行う。
- (2) 全ての試合では、0.5kgの許容重量が認められる。

第2条 計量

- (1) 競技者は、審判部の立ち会いのもと主催者が指定する日時に行われる公式計量に合格しなければならない。
- (2) 公式計量に合格できなかった場合の再計量は、公式計量の開始時刻から2時間以内とする。再計量にも合格できず、なおかつお互いの体重が異なる階級にある場合は2.2kg(5ポンド相当)を超える差があってはならない。両選手の体重差が2.2kg(5ポンド相当)を超える場合には、計量に合格できなかった競技者を失格とし、試合は行われぬ。再計量時の体重超過が2.2kg以下であれば、相手の競技者が承認した場合に限り、キャッチウエイトにより試合は行われる。
- (3) 男子競技者は上半身裸、下半身は必要最低限の衣類で、女子競技者は上下とも軽装で計量を受けなければならない。
- (4) 競技者が公式計量に合格せず、再計量にも合格できなかった場合、契約上のペナルティが課せられる。また、計量を故意に無視する、計量に合格するまで再計量に臨まない、あるいは、再計量において体重が増加するなど、試合出場に向けて最善を尽くさない場合にはペナルティが加重される。

第2章 試合場

第3条 試合は、ケージ内において行われる。

第3章 競技用具等

第4条 必ず着用しなければならない競技用具

①オープンフィンガーグローブ

競技においては、コミッションの承認を得たグローブがプロモーターから競技者に貸与される。競技者が自分の所有するグローブを使用することはできない。

②マウスピース

マウスピースを装着していない状態でラウンドを始めることはできない。

マウスピースが競技中に偶然外れた場合、レフェリーは、適時にタイムを要求し、迅速にマウスピースを洗浄して再び競技者の口に入れなければならない。

③ファウルカップ(男子)

ファウルカップは審判員により競技上支障がないと判断された物を着用しなければならない。

④コスチューム

競技者は、下記の要件を満たしたショートスパッツ、MMA ショーツ、バーリトゥードショーツ、キックボクシングショーツ等を着用する。ショーツの下にショートスパッツを履く場合、ショーツの丈を超えるものを着用してはならない。

- i) 金属・プラスチックの部品が使用されていないもの
- ii) 着用時にずれないための加工がされているもの
- iii) ポケットや紐に類するものが表側に付いていないもの
- iv) 膝上丈までのもの
- v) 清潔で破損の無いもの
- vi) その他、審判員により競技上支障がないと判断されたもの

⑤女子競技者用コスチューム（ラッシュガード(半袖もしくは袖のない物)、セパレート、ワンピース等) (女子)

第5条 任意で着用できる競技用具

① バンデージおよびテーピング

- i) 競技者は、手にバンデージやテーピングを巻く場合、拳の前面部（ナックルパート）および拳骨部分にテーピングを使用してはならない。ただし、指と指の間に細く切ったテープを通すことは認められる。
- ii) バンデージやテーピングの内部に芯、紙縫り、その他の異物を巻き込んではならない。
- iii) 拳に装着した状態で拳骨の形が確認できない厚さに巻いてはならない。
- iv) ハンドラップ以外の身体部へのテーピングは膝、足首のみ認められる。ただし審判員により競技に支障がないと認められなければならない。
- v) バンデージやテーピングはグローブの手首から出てはならない。
- vi) ハンドラップに使用できるバンデージは白色の柔らかいガーゼ製で、幅約 5cm（2 インチ）以下、長さ約 13.7m（15 ヤード）以下のものとし、使用できる長さは、片方の手に 1 本分（1 ロール）までとする。テーピングに用いることができるテープは、競技に支障がないと審判員により判断されたもの（白色のアスレチックタイプ等）で、幅約 3.8cm（1.5 インチ）以下、長さ約 13.7m（15 ヤード）以下のものとし、使用できる長さは、片方の手に 1 本分（1 ロール）までとする。

②サポーター

競技者は、金属・プラスチック・硬質ゴム・紐・マジックテープ等の部品が使用されておらず、また、緩衝素材等によるパディングがされていない布製またはネオプレン製のもので、審判員が競技に支障がないと認めるサポーター類を膝、足首に着用することができる。

③アブドメンガード（女子）

④チェストガードまたは胸部のパッド（女子）

第6条 指定外の物品および塗布物

- (1) 第4条と第5条で指定された競技用具以外の着用、または規格外の競技用具の使用は認められない。
- (2) 競技者は、フェールカップ以外に、硬質のものを使用してはならない。いかなる宝飾類、ピアス等も身につけてはならない。
- (3) 男子競技者の上半身は裸とする。競技中に道着やシャツの着用は認められない。
- (4) 競技者は、審判員によって顔面部に塗布されるワセリン以外に、いかなる部位にもワセリン、

油脂類、整髪料、滑り止め等一切の薬品、塗布物等を使用してはならない。ただし、女子競技者の化粧は、対戦する競技者に不快感を与えず、競技にも支障を来さない程度において認められる。

- (5) 競技者は試合前とラウンド間のインターバルに審判員から顔（眉部、鼻から頬上部にかけて）に適量のワセリンを塗布されることができる。

第7条 指定外の物品や塗布物の使用に対する処置

- (1) 競技者は、試合前に審判員によるチェックを受けていない競技用具、審判員のサインが書かれていないバンデージおよびテーピング、ワセリン等の禁止されている薬品や塗布物等を使用してはならない（第20条（29）（30））。
- (2) 審判員は、指定外の物品や塗布物の使用を発見した場合、あるいはそれらの使用が疑われる場合には、それらを除去する処置を取らなければならない。

（破損等の場合の処置）

第8条 審判員は、競技者の競技用具や服装に関して次のように処置する。

- (1) 競技者の競技用具や服装が常態でなくなった場合、審判員がなるべく手早く処理するために一時試合を中断する場合がある。
- (2) 競技用具が故意、偶然にかかわらず試合に支障を来すような破損をした場合、審判員は試合を止め、速やかに最善の処置を取る。ただし、競技者自身の責任により試合用コスチューム、マウスピース、ファウルカップが破損し、試合続行が不可能になった場合は失格とする場合もある。

【注記】本条第2項の場合に備えて、試合用コスチューム、マウスピース、ファウルカップは予備を用意することが望ましい。

第4章 試合

特記：試合中の膠着状態に対しアクションコール、ブレイクは行わない。

第9条

- (1) 公式戦の試合時間は、5分3ラウンドとし、ラウンド間のインターバルは2分とする。ただし、特別試合はこの限りではない。

（試合の勝敗）

第10条 試合の勝敗は、ノックアウト（KO）、タップアウト（TO：サブミッション）、テクニカル・ノックアウト（TKO）、失格により決定する。

第11条 ノックアウト（KO）

競技者が対戦相手の攻撃により戦闘不能、または意識を失っているとレフェリーが判断した場合。

第12条 タップアウト（TO：サブミッション）

- (1) 競技者が、声でギブアップの意思表示を示した場合（バーバル・タップアウト）。

- (2) 競技者が、手で相手かマットを 2 回以上叩き、ギブアップの意思表示をした場合（フィジカル・タップアウト）。
- (3) 競技者がレフェリーにギブアップの意思表示と判断される行動をとった場合。

第 13 条 テクニカル・ノックアウト (TKO)

- (1) レフェリーが試合続行不可能と判断した場合。（一方の競技者が相手の正当な攻撃により著しく劣勢になった場合や、自らの責任により負傷した場合等：レフェリーストップ）
- (2) ドクターが専門的見地から選手の状態をレフェリーに伝え、レフェリーが試合続行不可能と判断した場合。
- (3) ラウンド中に競技者が身体機能の制御をなくした状態になった場合（嘔吐、失禁、脱糞等）。
- (4) セCONDが規定のタオルを試合場内に投げ入れ試合放棄の意思を示した場合。

第 14 条 判定

- (1) 判定決着は行わず、試合の決着が時間内につかなかった場合は全て引き分けとなる。

第 15 条 引き分け

- (1) 時間内に勝敗がつかなかった場合。
- (2) 両方の競技者がほぼ同時にノックアウトされたとレフェリーが判断した場合。
- (3) テクニカル・ドロー（第 25 条(4)を参照）

第 16 条 失格（反則負け）

- (1) 競技者が第 5 章に定める反則行為を犯し、レフェリーの裁量により、失格と判断された場合。
- (2) セCONDが第 7 章の規定に著しく違反し、レフェリーの裁量により、失格と判断された場合。
- (3) その他、計量の不合格、競技用具の破損等、試合の成立を著しく損なう行為があった場合。

第 17 条 ノーコンテスト

- (1) 第 25 条(6)に定める場合
- (2) 審判員または主催者の判断、もしくは両者の協議により、試合不成立と判断された場合。

第 18 条 映像によるインスタントリプレイ、ならびに試合結果の保留

- (1) レフェリーは、試合の結果を裁定するにあたって、試合の結末に至る局面やながれが反則によって引き起こされた可能性がある場合に、映像によるインスタントリプレイを求めることができる。レフェリーは、リプレイから得られた情報をもとに試合結果を裁定することができる。ただし、その情報をもとに試合を再開することはできない。
- (2) リプレイによっても事実が明らかにならない場合、あるいは、試合場にリプレイのための設備がない場合など、試合の裁定をその場で決するのに適さない事態が発生した場合、審判員は試合結果を保留し、主催者の審議に預けることができる。
- (3) 試合時において、裁定を決するための前提となる事実が明らかにならない場合、審判員は、仮に裁定を下すことができる。仮に下された裁定については、後刻事実を確認したうえで、2 週間以内に正式な裁定を下さなければならない。

第 5 章 反則

第19条 反則に係るポジションの定義は次の各項のとおりとする。

(1) スタートポジション

試合開始時やレフェリーが「ブレイク」をコールした後などのポジション。

(2) グラウンドポジション

足の裏以外の体の部位(指を除く)が床に着いたポジション(グラウンドポジションであるためには、手の掌/手首/拳、またはその他のからだの部位が床に着いていなければならない)。

【参考1】グラウンドポジションになる場合

- i) どちらか一方でも膝が床に着いている。
- ii) 背中や尻が床に着いている。
- iii) どちらか一方でも肘が床に着いている。
- iv) 両足とどちらか一方でも手の掌/手首/拳が床に着いている。

【参考2】グラウンドポジションにならない場合

- i) 両足と片手の指先が床に着いている。
- ii) 両足と両手の指先が床に着いている。

(掌/手首/拳まで接地しなければグラウンドポジションとは見なされない)。

(3) スタンドポジション

グラウンドポジションではないあらゆるポジション。

第20条 本条に定める行為は反則であり、これらを犯した場合、審判員の裁量により、相応のペナルティが課される。

(1) 頭突き

(2) 目潰し

(3) 噛み付く

(4) 相手に唾を吐く

(5) 髪を引っ張る

(6) フィッシュフッキング

(7) 股間へのあらゆる攻撃

(8) 相手の体の開口部や傷口、裂傷部に指を入れる

(9) 小さな関節(手足の指)を巧みに操る攻撃(small joint manipulation)

(10) 肘の先端を下に打ち落とす行為(肘を縦に振り下ろす打撃攻撃)

(11) 脊椎や後頭部への打撃攻撃

(12) 喉へのあらゆる打撃、気管を掴む行為

(13) 広げた指を相手の顔や目に向ける行為

(14) 皮膚を掴む、つまむ、ひねる

(15) グラウンドポジションの相手の頭部への蹴り

(16) グラウンドポジションの相手の頭部への膝打撃

(17) グラウンドポジションの相手への踏みつけ

(18) フェンスや試合場を構成する部位を掴む

(19) 相手のコスチュームやグローブを掴む

(20) 試合場内で口汚い言葉を吐く

(21) 相手の負傷の原因となるようなあらゆる非スポーツマン的行為

(22) ブレイク中の相手への攻撃

- (23) レフェリーのチェックを受けている最中の相手への攻撃
- (24) ラウンド終了の合図が鳴らされたあとの相手への攻撃
- (25) 相手との接触を避けるあらゆる消極的な姿勢（意図的または継続してマウスピースを落としたり、怪我のふりをするなど）
- (26) 試合場外に相手を投げる
- (27) 審判員の指示を著しく無視する
- (28) 相手の頭や首をキャンバスに突き刺す（いわゆるスパイクング）
- (29) 審判員から塗布されるワセリン以外の塗布物を塗布する行為
- (30) 試合前に審判員によるチェックを受けていないテーピングや競技用具の着用
- (31) 審判員に対する虚偽のアピール、言動
- (32) 試合用コスチューム、マウスピース、ファウルカップ等の競技用具を破損し、試合続行を不可能にする行為

第6章 反則ならびに負傷に対する処置

第21条 レフェリーは、反則に対して次のように処置する。

- (1) レフェリーは、競技者が犯した反則行為に対し、行為の重大性等を勘案して、自らの裁量により、①口頭による注意②注意③警告④失格（反則負け）の処置をとることができる。その場合、反則を犯した競技者とその処置を適切な合図や身振りで明瞭に示さなければならない。
- (2) 「失格」は、反則を複数犯した場合、または目に余るファウルの後、レフェリーの裁量により宣告される。
- (3) 反則を犯した競技者の点数から、レフェリーの裁量によって減点され得る。
- (4) レフェリーは、所持している2種類のカードにより販促の評価を示す。黄色(イエローカード)は注意、警告、赤(レッドカード)は失格を示す。
- (5) レフェリーのみが反則を評価できる。
- (6) 反則が犯された場合（特に負傷・ダメージを伴うもの）は、原則として、
 - ①レフェリーはタイムアウトをコールする。
 - ②レフェリーは反則を犯した競技者にニュートラルエリアにいるよう指示する。
 - ③レフェリーは反則を受けた競技者のコンディションと安全をチェックする。
 - ④レフェリーは反則を犯した競技者の反則の重さを評価し、適切と思われる減点を課す。その反則が、偶然か故意か、どのように評価するかについてのレフェリーの決定を、サブレフェリー、セコンド、アナウンサーに告知する。
- (7) 下（劣勢）のポジションにいる競技者が反則を犯し、上（優勢）の競技者が負傷していなければ、試合を継続する。そして、
 - ①レフェリーは、下（劣勢）のポジションにいる競技者に口頭で反則を告知する。
 - ②ラウンド終了時に、レフェリーは反則の重さを評価し、サブレフェリー、セコンド、アナウンサーに告知する。
 - ③レフェリーは、反則が重大であった場合に試合を終了させることができる。そのような目に余る反則を犯した競技者は失格によって敗者となる。
- (8) 下（劣勢）のポジションにいる競技者が反則を犯し、上（優勢）の競技者が負傷をしている

場合は、「ストップ・ドント・ムーブ」をコールしてから反則への処置をとり、そのままの体勢から試合を再開するかレフェリーの判断により再開時のポジションを決めることができる。

- (9) レフェリーは、偶然に起きた軽度の反則行為、および軽度の負傷等に対しては、自己の裁量により試合を中断せず続行させることができる。

第22条 試合前・後に行われた反則の処置

- (1) 試合開始前に反則行為が行われた場合、反則に対する処置により減点された状態で試合開始される場合や反則負けとなる場合がある。
- (2) 試合終了後に反則が行われた場合、また試合前・中に行なわれた反則が試合後に判明した場合、反則の内容により試合結果が変更される場合がある。

第23条 ローブローの反則

- (1) ローブローを打たれた競技者には、リングドクターが試合を続行できると判断する限りで、最長5分まで回復の時間が許容される。
- (2) 5分以前に競技者が続行できる状態であったなら、レフェリーはできるだけ早く、試合を再開しなければならない。
- (3) 競技者が5分の割り当て時間を過ぎても、試合を再開できない場合は、試合が停止されたラウンドと時間までで決せられた結果によって終了する（第25条を参照）。

第24条 ローブロー以外の反則

- (1) 偶発的な反則により試合が停止した場合、レフェリーは、反則を受けた競技者が試合を継続できるかどうかを決定しなければならない。競技者の勝利へのチャンスが、反則の結果、重度には侵害されておらず、その反則が被反則者の頭部に脳震盪に類する衝撃がない場合は、レフェリーは、5分以内の回復のためのインターバルのあと、試合の続行を命じることができる。
- (2) 一方の競技者が反則攻撃を受けた場合、レフェリーは試合を止め、タイムを要求する。レフェリーは、リングドクターのもとに負傷した競技者を渡し、リングドクターは、試合を継続するのに適格かどうかを診察する。リングドクターは決定をするために5分までの時間が与えられている。リングドクターが、その競技者が試合を続行できると判断した場合、レフェリーはすぐに試合を再開しなければならない。ローブローの反則ルールとは異なり、競技者は自身の裁量で5分までの時間を使うことはできず、レフェリーに指示されたときは試合を続けなければならない。
- (3) ローブロー以外の反則により負傷した競技者がレフェリーによって試合続行に不適合と判断された場合には、レフェリーはすぐに試合の中断をコールしなければならない。5分の時間がまだ残っているにもかかわらず、レフェリーによって、続行に不適合と判断された場合には、競技者は残り時間があることをもって抵抗することはできず、試合は終了されなければならない。
- (4) レフェリーが試合を停止し、リングドクターの検査を求める場合、医師の診察は5分を超えてはならない。5分を超えた場合は、試合を再開することはできず、試合は終了されなければならない。

第25条 正当な攻撃あるいは反則等により蒙った負傷に対する処置

- (1) 試合中に正当な技術の結果として負傷した場合で、試合終了に相当する負傷であったなら、負傷した競技者はTKO負けとなる。

- (2) 試合中に負傷し、それが意図的な反則の結果によるものとレフェリーが判断した場合で、試合終了に相当する負傷と判断されたなら、負傷させた競技者は失格負けとなる。
- (3) 試合中に負傷し、それが意図的な反則の結果によるものとレフェリーが判断した場合で、試合続行が認められた場合には、反則を犯した競技者から2点が減点される。
- (4) 試合中に負傷し、それが意図的な反則の結果によるものとレフェリーが判断し、試合続行が認められた場合で、その反則により負傷した競技者が再開後の時点で続行不可能となり、その時点でスコアをリードしていた場合は、負傷した競技者のテクニカル・デシジョンによる勝利となる。試合停止時点でスコアが同点あるいは負傷した競技者がビハインドの場合は、テクニカル・ドローとなる。
- (5) 相手に反則を犯そうとしていた競技者が自ら負傷した場合、レフェリーはその競技者に有利になるような行動をしてはならず、その負傷は正当な攻撃によるものと同じに扱わなければならない。
- (6) 試合中の偶発的な反則の結果の負傷とレフェリーが判断し、レフェリーが即座に試合の終了が相当と判断した場合で、3ラウンドの試合であれば2ラウンドが完了していない場合、また5ラウンドの試合であれば3ラウンドが完了していない場合、ノーコンテストとなる。
- (7) 試合中の偶発的な反則の結果の負傷とレフェリーが判断し、レフェリーが即座に試合の終了が相当と判断した場合で、3ラウンドの試合であれば2ラウンド後の場合、また5ラウンドの試合であれば3ラウンド後の場合、その時点でのスコアでリードしている競技者をテクニカル・デシジョンによる判定勝ちとする。
- (8) 完了していないラウンドも他のラウンドの判定と同じ基準を用いて、そのラウンドが終了した時点までを判定しなければならない。

第26条 意図的に反則を行ったと認められた場合、試合における減点のほか、出場停止および罰金を科す。出場停止期間および罰金の額は、反則の悪質性、重大性等の程度により、コミッションが協議の上決定する。

第7章 セCOND

第27条 セCOND

- (1) セCONDは、各コーナー1名とし、試合中、自軍のセCONDエリアから外に出てはならず、観客の邪魔にならないよう配慮しなければならない。
- (2) セCONDは、試合中、競技者に言葉による助言を与えることができるが、競技者に直接接触する、マットを叩く、フェンスやリングロープを掴む、触るなどの動作をしてはならない。
- (3) セCONDは、インターバル中、競技者に水のみ与えることができる。ただし、マットを濡らしてはならない。
- (4) セCONDは、試合場内に試合放棄を示す規定のタオル以外のいかなる物も投げ入れてはならない。
- (5) セCONDは、(2)から(4)に掲げられた行為以外にも、試合進行を妨げるいかなる行為も行ってはならない。
- (6) セCONDが競技者の負傷等を察知し、レフェリーに試合の終了を求める場合は、サブレフェリーまたはジャッジを通じて申告しなければならない(サブレフェリー、ジャッジがホイッスルを吹いてレフェリーに試合の終了を求める)。

- (7) セCONDは、1名までインターバル中、試合場内に入ることができる。
- (8) セCONDは、インターバル中、競技者の競技用具の細工や身体へのオイル塗布などの行為を行うと退場となり、競技者が失格（反則負け）となる場合がある。
- (9) セCONDによる各コーナーの反則は1回目で注意、2回目で退場となる。また、試合場内に物を投げ入れた場合や、重度の違反行為があった場合には、競技者が失格となる。
- (10) セCONDは、試合中リングやリングエプロン等、試合場にいかなるものも置いてはならない。
- (11) セCONDは相手選手および審判員への罵倒、侮辱、暴力行為を行ってはならない。
- (12) セCONDは試合開始前審判員へ選手が預けられたあと選手は触れることはできない。

第8章 審判

第28条 審判員

- (1) 審判員は、2年以上の実際的経験を持つか、またはこれと同等以上とコミッションに認められた者で、パンクラスオフィシャルルールとその適用に精通し、あらゆる関係方面から中立公正な立場でなければならない。
- (2) 審判部長は、主催者から権限を委任された者として、ルールの適用や試合結果等について、裁定、指揮等を行うことができる。
- (3) レフェリーは試合場内で試合を管理し、サブレフェリーは試合場でレフェリーを補佐す
- (4) 試合を担当しない審判員は、審判部長および試合を担当する審判員の求めに応じて、助言することができる。
- (5) レフェリーが事故に遭遇した場合、試合を中断し、別の審判員が試合場に上がってから試合を続行する。

第29条 レフェリー

- (1) レフェリーは、ルールに基づき試合を管理、指揮、命令する全権を持ち、試合の終了を決定できる唯一の権威者である。レフェリーは、試合の終了の決定に関して、リングドクターあるいは他の審判員の助言を得ることができる。
- (2) レフェリーは、試合場に上がる場合、コミッションが認可した服装で、メガネ、指輪、バックルその他一切の金属類を身に帯びてはならない。ただしコンタクトレンズの使用は差し支えない。なお、プロモーターの求めに応じて、カメラやマイクを装備する場合は、装備品を競技者と接触させてはならない。
- (3) レフェリーは、試合中ルールが厳格に守られるように監視し、必要となる注意や指示をなし、試合が円滑、真剣かつ最高に行われるよう努めなければならない。
- (4) 本ルールに規定されていない事項についても試合に関する限り、レフェリーの判断を優先する。レフェリーは、本ルールに規定のない事態が発生した場合、ルール全体の趣旨・精神および他の規定と整合的な裁定を下さなければならない。

第30条 サブレフェリーおよびジャッジ

- (1) サブレフェリーは、ルールに基づいて試合が行われるよう、レフェリーを補佐し、レフェリーと共同して試合を管理、指揮しなければならない。
- (2) サブレフェリーは、レフェリーを補佐するためのホイッスルを試合時に携行しなければならない。

ない。

- (3) サブレフェリーおよびジャッジは、レフェリーを補佐するため、必要に応じて試合場に上がることができる。

第31条 審判員は試合中、次の命令語および指示を用いる。

(1) レフェリーが用いる命令語および指示

- ①『ファイト』 試合の開始、または続行を告げる場合。
- ②『ストップ』 試合の終了、または一時中断を告げる場合。
- ③『ブレイク』

次の i ~ v の場合で試合の攻防を解き、スタートポジションに戻す場合。

- i) 競技用具が試合に支障を来す状態の場合。
- ii) レフェリーが、故意、偶然にかかわらずこれから反則が行われる危険性があると判断した場合。
- iii) 競技者が試合場外に落ちた場合。または落ちる危険性が高いとレフェリーが判断した場合。
- iv) 反則行為やアクシデント等により、試合の攻防を解く必要が生じた場合。

⑤『ストップ・ドント・ムーブ』

次の i) ii) の場合で、試合を一時中断し、同じ体勢から試合を再開させる場合。

- i) 試合中、競技者が試合場外に落ちそうになった場合や、ロープやコーナーポストが試合の進行の妨げになると審判員が判断し、両競技者の位置を移動する場合。
- ii) 競技用具を整えたり、競技者の状態を確認する必要があると判断した場合。

⑥レフェリーは、勝敗が決定したのち勝者の片手を上げて表示する。引き分けの場合、両方の競技者の手を上げる。

(2) サブレフェリーは、手の動作によるシグナルを用いて、レフェリーに前項のコールを促すことができる。

(3) サブレフェリーは、必要に応じて、ホイッスルを吹いて、レフェリーに試合の一時停止または終了を求めることができる。

(4) サブレフェリーは、レフェリーの死角で軽微な反則が行われた場合、試合を停止することなく、リング下から競技者に直接口頭で注意を与えることができる。

第13章 提 訴

第32条 提 訴

(1) 競技者、セコンドおよびジム代表者は、試合の結果について提訴することができない。

以上